



早春の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年12月23日に開催しました第1回総会（設立総会）での役員選挙や諸規程等の審議、および平成31年3月10日に実施しました総代選挙につきまして、組合員の皆様より多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

総会にて当選した役員18人（理事15人、監事3人）、総代選挙により当選した総代20人につきましては、それぞれ定款に定められる諸手続きを経て、役員18人は平成31年1月4日付けにて、総代は3月19日付けにて、それぞれ就任が確定しましたので、本書にてご報告させていただきます。

平成30年度事業としましては、総代選挙の他、工事施工や換地設計のための準備業務を委託発注し、進捗をはかっているところです。平成31年度は、仮換地指定に向けた換地設計関連の業務が主体となりますが、一部、移転が必要な物件調査等にも着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後となりましたが、第1回役員会（1月8日）において、理事の互選により、理事長には、私、成田政勝が就任することとなりました。行き届かない点もあろうかと存じますが、役員全員の協力のもとで本組合事業に精一杯の努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

理事長 成田 政勝

■ 役員紹介（新執行部の体制）

設立総会（平成 30 年 12 月 23 日開催）にて役員が選挙されました。

組合は、現在下記の役割体制となっています。役員任期は平成 31 年 1 月 4 日から 5 年間です。

【役員体制】

職名	氏名	摘要
理事長	成田 政勝	大府市追分町
副理事長	鈴木 武夫	大府市追分町
副理事長	高井 成一	大府市東新町
理事 庶務会計係	鈴木 政司	大府市追分町
理事 庶務会計係	富田 悟	大府市共栄町
理事 庶務会計係	成田 均	大府市追分町
理事 設計工事係	鈴木 勇	大府市北山町
理事 設計工事係	鈴木 恒雄	大府市追分町
理事 設計工事係	鈴木 博	大府市追分町

職名	氏名	摘要
理事 移転補償係	岡田 匠吾	大府市追分町
理事 移転補償係	高井 清美	大府市東新町
理事 移転補償係	□ 本 鉦 治	大府市横根町
理事 換地係	伊藤 誠	大府市北崎町
理事 換地係	梶野 和敬	名古屋市緑区
理事 換地係	鈴木 勲	大府市追分町
監事	加古 忠利	大府市中央町
監事	山口 悦廣	大府市追分町
監事	山口 照光	大府市追分町



【設立認可申請者代表成田政勝あいさつ】



【採決の様子】



■ 総代の紹介

平成 31 年 3 月 10 日執行した総代選挙の結果、次のとおり総代 20 人が決定しました。総代任期は平成 31 年 3 月 19 日から 5 年間です。

【総代】（五十音順）

氏名		
伊藤 一雄	大嶋 清光	大嶋 誠
岡田 淳	梶野 十一	梶野 博康
鈴木 厚	鈴木 主税	鈴木 邦男
鈴木 栄	鈴木 秀登	高井 英雄
高井 幹男	高井 芳彦	塚本 勇
成田 光隆	成田 敏夫	濱島 芽
本田 浩一	山口 春治	

■ 総代会及び総代とは

1 総代会は、総会に代わって行う議決機関です。

※ 総代会は、組合員が100人を越える場合に定款の規定により設けることができます。

2 総代会を構成する総代は、定款の定めるところにより、組合員から選出されて、組合員に代わって、組合員の土地区画整理事業に関する意見を代表するものです。

3 総代の任期は、定款の定めるところにより 5 年とされており、定数は20人と規定されています。

※総代の定数は、組合員の総数の10分の1を下らない範囲内で定款で定めます。

本組合の組合員数154名（平成31年1月28日権利調査時）



【平成 31 年 3 月 10 日総代選挙会場】



4 総代会の運営については、総会の場合とほとんど変わりませんが、総代は、各1個の議決権を有し、総代会に出席もしくは書面をもって、これらの権限を行使します。ただし、代理人（委任状）をもって、これを行うことはできません。

5 総代会で議決できる事項

- ・ 軽易な定款・事業計画の変更
- ・ 借入金の借入に関すること
- ・ 収支予算の議決、事業報告、決算の承認（毎年度）
- ・ 換地計画・仮換地指定等
- ・ 保留地の決定と処分方法
- ・ 評価員の選任、諸規程の同意

6 総代会で議決できない事項

- ・ 理事及び監事の選挙及び選任
- ・ 土地区画整理法第 34 条に定められる特別議決事項で、事業計画の変更のうち施行地区の変更（地区編入、除外）を伴う変更等。定款変更のうち、総代会の廃止又は新設、費用の分担に関する事項の変更。



【記載所の様子】



【投票】

■ 組合員とは

本組合は、平成 30 年 12 月 11 日に愛知県知事の認可を得て設立しました。組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の土地について、所有権又は借地権を有する人は全て組合員になります。組合が設立されると事業に同意した人も、同意しない人もすべて組合員となります。法律において組合員となることを拒否することができません。個人、法人、市等も同様に組合員となります。このことについては、土地区画整理法第 25 条に規定されています。

そして、当初から組合員ではない人も地区内の旧土地所有者から土地を購入した場合は、旧所有者の権利義務は新所有者に権利継承されて組合員になります。このことについては、土地区画整理法第 26 条に規定されています。



■ 届け出のお願い

1) 土地の権利などを異動するとき（定款第 87 条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次のように権利(住所)等に異動が生じたときは、権利異動届出書のほか必要書類を添付して組合に届け出てください。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等で所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、そのほかの権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬^{ごびゅう}を訂正したとき

なお、住所を変更したときは、住所変更届を提出してください。

権利異動届出書、住所変更届出書の用紙は、組合事務所（平成 31 年 5 月中旬完成予定）に常備する予定です。

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第 76 条）

建築行為など次のことを行う場合は、大府市長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t 以上)をたい積するとき
- 3 看板等を設置するとき

■ 組合事務所について

追分地主会のご協力により、追分集荷場用地の一部を借地して、集荷場の南側に組合事務所を建築しています。完成は平成 31 年 5 月中旬を予定しています。

